

随意契約によることとした理由

1 件名

広島都心地域における帰宅困難者対応訓練（図上訓練）の企画・運営支援等業務

2 業務概要

本市では、「広島市防災計画」、「広島都心地域都市再生安全確保計画」及び「広島都心地域における帰宅困難者対応ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、官民連携による災害に強い、安全・安心な都市機能の充実を図ることとしている。

本業務は、ガイドラインの実効性を高めるため、行政機関と一時退避場所及び帰宅困難者一時滞在施設等の民間事業者（ホテル、商業施設等）との情報共有・連携強化等を図り、より実践的な形での「帰宅困難者対応訓練（図上訓練）」を実施し、ガイドラインの検証等を行うことを目的とする。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市中区小町4番33号

(2) 名称

公益財団法人中国地域創造研究センター

4 随意契約の根拠規定

- ☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
- ☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務の履行については、民間の専門知識、経験、ノウハウ、優れた企画等が求められることから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、1者から提案があり、「広島都心地域における帰宅困難者対応訓練（図上訓練）の企画・運営支援等業務プロポーザル審査委員会」において、審査を行ったところ、当該業者が受託候補者として特定された。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業者と随意契約を行うものである。